

平塚市告示第281号
令和4年(2022年)7月13日

平塚市長 落合 克宏

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第5条の2第1項の規定に基づき、町若しくは字の区域の新設等について、設定案を次のとおり告示する。

なお、住居表示に関する法律第5条の2第2項及び同法施行令(昭和42年政令第246号)の定めるところにより、公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有し、公示の日において本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、この案に異議のあるときは、公示の日から30日を経過する日までに、50人以上の連署をもって、理由を附して変更の請求をすることができる。

記

町名及び町の区域の設定案

町名	左に包括される区域	区域図
大神一丁目	大字 大神の一部	別図のとおり
大神二丁目	大字 大神の一部	
大神三丁目	大字 大神の一部 大字 田村の一部 田村九丁目の一部	
大神四丁目	大字 大神の一部	
大神五丁目	大字 大神の一部	
大神六丁目	大字 大神の一部	
大神七丁目	大字 大神の一部	
大神八丁目	大字 大神の一部	
大神九丁目	大字 大神の一部	
吉際	大字 吉際の全部 大字 大神の一部	

備考 町の境界を定めるにあたっては、公道等のうちおおむね東西に通ずるものについては原則として北側の側線を、南北に通ずるものについては原則として西側の側線を境界とする。

以上

町の区域及び町名設定案図

別図

